直方市プレミアム付商品券取扱店募集要項

|  |
| --- |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱店を募集する。

(商品券の概要)

第2条　商品券は、額面500円券10枚の5,000円分を1セットとし、4,000円で販売する。対象者一人につき5セットまで購入できる。

2　購入対象者は、令和元年度扶養外住民税非課税者及び、平成28年4月から令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯主とする。

3　取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和元年10月1日から令和2年3月31日に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供を行う。

(取扱店の応募資格・条件)

第3条　取扱店として応募できるのは、直方市内に店舗・事業所を有する事業者で、次の各号に該当しない事業者とする。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号（以下風営法という）第2条第1項から第5項までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を得ていない事業者。

（２）風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に該当する事業者

（３）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。

（４）第5条に記載している取引・商品のみを扱う事業者。

（５）直方市暴力団等追放推進条例（平成20年7月1日直方市条例第20号）第2条（２）から（６）までの規定に該当する事業者。

（６）その他、商品券発行目的から市長が取扱店として不適切と判断した事業者。

(取扱における厳守事項)

第4条　物品の販売又はサービスの提供等の取引で利用する。

2　商品券を現金化することはできず、つり銭は出さないものとする。

3　利用期間の過ぎた商品券は使用できない。

4　紛失及び盗難に対し、直方市はその責を負わない。

(商品券の対象にならないもの)

第5条　次の各号に掲げる物品又は役務は商品券の使用対象外とする。

（１）不動産や金融商品

（２）たばこ

（３）商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

（４）風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

（５）国税、地方税や使用料などの公租公課、電気・ガス・水道料金等の公共料金

（６）特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(取扱店の責務等)

第6条　市が配布する商品券取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示する。

2　商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市に報告する。

3　商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を速やかに記入し、既に取扱店の記入がある商品券は受け取らない。

4　商品券の第三者への譲渡が疑われるケース（10人分に相当する金額の使用等）については、速やかに直方市に報告する。また、土日、夜間など連絡が難しい場合には使用を留保する。

5　商品券の取扱に疑義が生じた場合を除き、取扱店に指定された事業者は、取引において商品券の受取りを拒んではならない。

6　取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しない。

7　利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

(商品券の換金)

第7条　市は、商品券が使用された場合、事業者に券面金額に相当する金額を口座振替にて支払う。

2　商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した商品券を市が配布する換金用専用封筒に封入し、指定の場所に郵送する。

3　換金請求は令和元年10月1日から令和2年4月3日までとする。この期間を過ぎたものは換金に応じない。

(取扱店の申請手続き)

第8条　商品券取扱店への参加を希望する事業者は、この「募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、直方市プレミアム付商品券事務室に郵送若しくは持参する。

2　申込み期間は令和元年7月1日から令和元年7月31日とする。ただし、この期間を過ぎても取扱店としての受付を行うが、広告用チラシなどに取扱店として掲載されない場合がある。

(取扱店の取消等)

第9条　この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害が生じた際は、損害金を請求する場合がある。

附　則

この告示は公布の日から施行し、直方市プレミアム付商品券取扱店募集要項の規定は、令和元年7月1日から令和2年3月31日まで適用する。